

「令和4年度 第4回高知県総合教育会議」

開催日 令和5年3月23日 15:15～17:00

開催場所 高知共済会館 3階 「桜」

(司会)

それでは、ただ今から令和4年度第4回高知県総合教育会議を開会いたします。

本日の会議は、まず、議事といたしまして、基本目標の測定指標の状況及び令和4年度施策の進捗状況等についてと第2期教育大綱の第3次改訂案についてご協議をいただきたいと思っております。

続きまして、いよいよ次年度が現行の教育大綱最終年度となっておりますところ、次期大綱についての検討の参考とさせていただくため、現在検討されております、国の次期教育振興基本計画について、文部科学省のご担当者様よりご説明をいただくべく本日は、文部科学省総合教育政策局政策課教育企画調整官の川村様にお越しいただいております。本日はありがとうございます。なお、弥勒委員につきましては、本日ご欠席されるとの連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、濱田知事からご挨拶を申し上げます。

(濱田知事)

第4回目の総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆さま方、ご多用中のところお集まりをいただきましてどうもありがとうございます。

本日は、先ほど司会の方から紹介がございましたが、ご多用中の中、国の次期教育振興基本計画の検討状況につきまして、ご説明をいただきたいということで、川村教育企画調整官にお越しをいただいております。どうもありがとうございます。

本県では、これまでの取組の成果や課題、そしてKPIの状況なども踏まえまして、毎年度教育大綱の改訂の作業を行っておりますが、ローリングの作業を行っているところでございます。本日、委員の皆さま方には、まず、来年度に向けましたこの大綱の第3次改訂の内容につきまして、ご協議をいただくこととなりますけれども、司会からもお話がありましたように、現行の教育大綱の最終年度となります来年度は、同時に令和6年度から新たに運用をされます次期の教育大綱の策定に向けまして、抜本的な検討をするべき時期とも重なることとなります。

その上で、法律上におきまして地方公共団体は、国の定めます教育振興基本計画を参酌をした上で、教育大綱を定めるという建前となっているということもございます。その意味で、本日は国の次期計画の検討状況についてもお話をお伺いいたしまして、本県の次期大綱を検討する際の参考とさせていただきたいということで、川村教育企画調整官にお越

しをいただいたということでございます。

本日、川村調整官からご説明をいただきます国の教育振興基本計画のコンセプト、あるいは基本的な方針、そして、基本施策などは、これが本県の次期教育大綱をどういう形で作っていくかというときの、基本、土台になるものだというふうに考えております。そうした意味で、川村調整官には、お忙しい中お越しいただいております。本日は、どうぞよろしく願いを申し上げます。

また、そこに対する会議の前半では、先ほど申し上げましたように、この会議でお願いをしております現教育大綱及び教育振興基本計画の進捗状況のチェック、いわゆる PDCA の作業をお願いいたしますとともに、それを踏まえました教育大綱の3回目の改訂の中身につきまして、これは前回、お諮りをした中身に沿いまして、コンセンサスが得られればありがたいというふうに思っております。

今回の改訂では、5つのポイントを掲げまして強化をしていこうとしておりまして、その改訂のポイントといたしましては、第1に学力向上対策、第2に1人1台タブレット端末を日常的に活用していくということ、第3に中山間地域などにおきます学校における教育機会の拡充、第4に多様ないわゆる厳しい環境にある子どもたちへの支援の強化、そして、5点目といたしまして学校部活動の地域連携などの推進、こういったところが、今期の教育大綱の第3次改訂のポイントになるかと思っております。今回の年次改訂を通じまして、各施策を一段と強化をいたしまして、実行をしてみたいと思っておりますし、言わば、その延長線上に、次期の教育大綱の進むべき姿というのも見えてくるのではないかというふうに思っております。

本日、限られた時間でございますけれども、ぜひ、委員の皆さま方から忌憚のないご意見を聴かせていただきまして、私も、県政全般の参考にさせていただければありがたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、次第にございます(1)基本目標の測定指標の状況及び令和4年度施策の進捗状況についてと、(2)第2期教育等の振興に関する施策の大綱、第3次改訂案についてを併せて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局でございます。まず、資料の1番、令和4年度基本目標の測定指標の状況の資料の4ページをご覧くださいと思います。こちらは、基本目標の測定指標の状況につきまして、前回の総合教育会議から更新がございました測定指標の状況についてご説明を、まず、させていただきます。

こちらは、測定指標、知・徳・体の知の方で、高等学校に関する知についての測定指標の状況でございます。ご覧のとおり、まず、4ページ冒頭でございますように、こちらの測定指標といたしましては、高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒

の割合を10%以下とするといったものが、測定指標として掲げているところがございます。その上で資料の上にお示ししております帯グラフをご覧くださいと思います。

こちらは、令和4年度の対象となります2年生の2回目の検査結果でございますけれども、ご覧のとおりD3層が、前年度よりも増加をいたしまして21.7%となっております。また、資料の中ほどに教科別に見たD3層の占める割合の推移という折れ線グラフがございますけれども、こちらの折れ線グラフでお示しをしておりますとおり、左側、国語につきましては、2年1回目、2年2回目とともにD3層の割合が増えてございます。また、数学につきましては、こちら前年度とほぼ同じ割合で推移をしております。1番右、英語につきましては、2年2回目で前年度よりもD3層の割合が多くなっているという状況がございます。

こちらのD3層が増加した主な要因といたしましては、下側のグレーの点線の枠囲みがあります記載の上から3つ目の黒四角にもございますように、2年生第1回、第2回とともに、国語と英語で問題の出題傾向の変更があったことが考えられるところがございます。国語につきましては、文章内容を読み取る力の従来型の文章読解問題に替わりまして、文章、グラフ、図表を含む複数の資料から情報比較検討いたしまして、関連付けて捉える力を問う実用問題が新たに加わってございます。また、英語につきましても、短く単純な会話のやり取りに替わりまして、複数の情報を含め長い会話文の要旨を捉える問題への変更がなされております。語彙力や文法的知識を総合いたしまして、英語を読む力が一層必要となるような出題傾向となっております。

いずれの教科につきましても、新しい学習指導要領の考え方に沿いました思考・判断・表現型の問題への変更でございまして、このような問題にまさに対応する力の定着に課題がある状況が見られたということ进行分析しているところがございます。このように、新学習指導要領に求められております思考力・判断力・表現力の育成のためには、全ての教科におきまして、そうした授業改善がなされることが必要でございますので、1番下の黒四角にございますように、今後は各校の状況に応じた支援を充実させるとともに、管理職の学校経営力の強化に向けまして、学校支援チームによる学校訪問の充実を図っていければというふうに考えてございます。

こちらの基本目標の測定指標の状況につきましては以上でございます。なお、以降の資料2、あるいは3におきまして、今年度の対策指標の現状、個々の事業別の進捗管理票でございますが、長くなりますので説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、(2)の第2期教育等の振興に関する施策の大綱第3次改訂案についての説明でございます。資料といたしましては、資料4番、タブレットの先生におかれましては07番の資料をご覧くださいと思います。こちらの資料4については、第3次改訂のポイントをまとめております。こちら、前回の会議の際にお示しした骨子から大きな変更はございません。改めて申し上げますと、まず、改訂ポイントは5つ掲げてございます。改訂ポイント1つ目は「学力向上対策の強化」、これは①番にございますように、授業改善による学力向上はもとより、②番にございますような今回の学力調査結果等踏まえまして、特に課題の大きかった中学校における対策強化、または、③番にございますように、基礎

学力の定着に向けたデジタル技術活用の推進等々でございます。

また、改訂ポイント2つ目は、「1人1台タブレット端末を『日常的』に活用する授業実践・教育活動の推進」を掲げてございます。こちらは、①番にありますような、タブレット端末等々の活用促進もさることながら、②番のような教員のICT活用指導力の向上。あるいは③番のようなICT機器の活用による不登校児童生徒などへの多様な支援の充実を掲げてございます。

また、3つ目左下、改訂ポイント3番につきましては「中山間地域等の学校における教育機会の拡充」を掲げてございまして、こちらは、県立高校などにおきます遠隔教育の量・質の拡充でございますとか、また、②番にございますような小規模中学校における、いわゆる免許外指導の担当教員への遠隔教育システムを活用した支援の拡充、あるいは③番にございますような小学校の複式学級における遠隔授業に関する研究等々を掲げてございます。

右上、改訂ポイント4つ目につきましては「多様な子どもたちへの支援の強化」を掲げてございます。こちら①番にございますように、ヤングケアラーでございましてとか、児童虐待の対応等々念頭に、学校と県、市町村福祉部署との連携強化を掲げてございますほか、②番のような不登校担当教員の配置校、あるいは校内適応指導教室のモデル校などの、これまでの取組の効果検証を踏まえた不登校への対応強化をより一層図ると共に、加えて多様な教育機会の確保などの新たな観点による不登校対応についての取組の検討等々を掲げてございます。また、③番にございます切れ目のない特別支援教育の推進でございましてとか、④番にございます、昨年末に文部科学省の方で改訂された「生徒指導提要」では、生徒指導についての指針が新たに示されました。発達支持的生徒指導の考え方を本県においても推進していくといったようなことを掲げてございます。

また、最後のポイント、改訂ポイント5つ目といたしましては「地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携等の推進」を掲げてございます。こちらは、下にございますように、子どもたちのスポーツや文化芸術活動機会の格差解消に向けた学校部活動の地域連携や地域移行の在り方などについての検討を図っていければというふうに掲げてございます。

こちら、国の方におきましても、令和5年度から7年度を公立中学校における休日の学校部活動の地域連携、あるいは地域移行のための改革推進期間と位置付けたことを受けまして、地域連携、あるいは地域移行の在り方でございますとか、また、地域スポーツ、文化芸術環境の整備などについて検討ができればというものを掲げてございます。

その他、個別の教育課題の解決に向けた取組の強化といたしまして、右下にございますように、保幼小の円滑な連携、接続の強化、あるいは幼児期の教育に関する周知・啓発の充実でございましてとか、また、②番にございますような高知県版の地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等を通した「地域力」の活用促進でございましてとか、③番にございます「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の充実、④番にございますような教職員の意識改革、あるいはICT活用による業務の効率化などを図りながら学校における働き方改革の実現に向けた取組の拡充を図っていく、あるいは、環境教育、また、グローバル

な視点での教育の一層の推進を図っていく、などといったことが第3次改訂のポイントとして掲げてございます。

2 ページ以降は、各改訂ポイントに沿いまして、一つずつ、より詳細な内容を掲示をした資料となっておりますので、また、ご覧いただければと思います。その他の資料5につきましても、説明をいたしました、第3次改訂のポイントを具体的に文章化した資料となっておりますので、また、随時ご覧いただければというふうに思っております。事務局からの説明は以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、協議に移らせていただきます。

ただ今、事務局より説明がありました内容を踏まえまして、ご意見をいただければと思っております。各委員の先生方いかがでしょうか。平田委員お願いします。

(平田委員)

ご説明ありがとうございました。資料4のご説明を聞きながらずっと思うことがありました。事務局の方も考えていることだと思いますけど、学力向上対策と不登校問題、この件を、令和5年度には徹底して取り組んでいただいて、何かの光が見えるような結果を出してほしいなという思いを持っています。

学力問題につきましては、中学校の全国水準から見れば課題はあると言っていますが、何か見通しは立っているような気がします。高等学校のD3問題で、ご説明にもありましたように、試験の内容が変わったというお話もございましたけど、必死に取り組んでいるということは伝わってきますが、データを見たら、よくない結果が出ているってことを大変残念に思っています。

第2期の教育大綱では、D3群を10%以下にするということを掲げていますので、来年度には、徹底的に取り組んで、いい方向へいっているところを、手ごたえを掴んでほしいというのが思いです。私、個人的には、生徒たちの主体性、学びの主体性と中高連携強化という2点が、すぐ頭を駆け巡ります。

それと、もう1点の不登校の問題で、新聞へも載ってございましたけど、来年度に向けて、教員配置も不登校対策を強化するという点なので、この点は本当に強化をしていただきたい。子どもたちの学習機会っていうんでしょうか、そういうものも保障してもらいたい。事務局でも協議会等を持って、検討するとお話も聞いてますし、過去3年取り組んできた専門教員の配置も止めて、別の方策へ切り替えるという記事も見まして、ぜひ、事務局としては、こういう方向でいけば不登校対策になると、何か手ごたえは掴んでいるように見えていますので、その方向で、高知県の不登校対策に取り組んでいただきたいというのが、大きい2点です。

もう1点は、ポイント2の点ですけど、各校、各児童生徒に、タブレットは完全に100%配置されたと聞いております。そこで、②の問題で、教員のICT活用指導力の向上に向けた取り組みについて、データの的には、私も十分把握していませんけど、指導者に課題があ

るような文言があって気になっています。それは教員が、児童生徒に使わせるほど、自身が ICT 活用に習熟していないために、授業で活用されていないという表現があります。

もう 1 点は、端末を授業に使用する必要性を感じていないという教員からの結果も出ています。これから生きる子どもたちは、デジタル社会を生き抜いていくためには必要であり、私は学校教育として求められていると思います。ぜひ、ここにも、いわゆるタブレットを活用する意義や目的、メリットなんかもプログラムに入れて、こういうことがないようにしていくと書いております。これは、当初から 1 番危惧しておった点だと思えますけど、ぜひ、先生方が研修を十分積んで、活用して、子どもたちが社会の変化に対応できるような力を育成していただきたい。

いくつかありますけど、私は大きくは学力向上と不登校対策、そして教員の資質向上、特にタブレットについては、お願いしたいという思いがあります。以上です。

(司会)

ありがとうございました。特に 3 つのお話をいただきましたけれども、1 つ目が、学力向上の関係で、何か令和 5 年度に定期的に取り組んでいくというようなお話がございましたけれども、今回、バージョンアップに合わせて新たに取り組んでいくことなどを、具体的に、もしご説明いただけるようでしたら、ご説明をいただきたいと思います。

また、不登校対策については、教員の配置についてのお話がありました。その点について、事務局からご説明をいただければありがたいです。さらに、タブレットの関係です。今 2 点ほど教員の習熟力であったりとか、必要性を感じないといったような、教員側の理由があったというところで、今回、おそらく資料 4 の 3 ページの辺りに、いろいろ令和 5 年度の取組も書かれているかとは思いますが、改訂点といったところをご説明をいただいてもよろしいでしょうか。事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

高等学校課でございます。ご質問ありがとうございました。高等学校におけます学力向上、それから 1 人 1 台タブレット端末も、ちょっと関連がありますので、この 2 点についてお答えさせていただこうかと思っております。

まず、学力対策の方ですが、D 3 層については、非常に残念ながら結果的には増えました。先ほど説明もありましたように、出題傾向が変わったということがあるんですけども、やはりこれから先、大学入学共通テストなんかも新しくなりまして、新しい傾向の問題なんかも出てきております。そういったことにも、しっかりと対応していく必要がございますので、問題が変わったことを言い訳にせず、しっかりと対応していけたらというふうに思っております。

来年から、新学習指導要領に基づく教育を受けてきた生徒たちが受験するようになっております。教科書も大きく変わっておりまして、先ほど、説明もありました文章だけではなく、グラフとか図表とか、そういったことと関連付けながら文章を読み解いていく、そういった力も新学習指導要領で求められておるところですので、そういったところに学校

支援チームがしっかり入って、支援ができればというふうに考えております。

また、1人1台タブレット端末ですけれども、資料の方にもあります教員の研修、こちらでも当然充実はさせていくところです。そういった計画もしております。ただ、それ以上に教員がタブレットを使えなくても、生徒が自由に持ち帰りも含めて、自由に使える環境を整えていくってということも必要かなというふうに考えております。先ほど、平田委員の方からも、生徒たちはこれから先、絶対そういったものを使うっていうふうに、おっしゃっていただきましたので、教員がブレーキをかけるのではなく、生徒が自由に使えるような環境づくりというのもしていければというふうに思っております。当然それに合わせて、教員の指導力の向上にも努めてまいります。以上です。

(事務局)

人権教育・児童生徒課でございます。不登校対応についてご説明をさせていただきます。教員配置の方につきましては、この令和4年度まで3年間にわたって、不登校担当教員というものを、小学校、中学校合わせて20校に配置をさせていただきました。3年間配置をさせていただきましたけれども、その中で、この事業は、子どもたちが新規に不登校になるということを防ぐということで、未然防止や初期対応に、主に力を入れてやってきたところでございます。

そういう中において、やはり小学校では、ある程度効果が出てきたということがありましたけれども、中学校の方では、なかなか厳しい状況があったということで、やはり、小中の連携の問題ということは中学校の方から出されてきました。そして、中学校で不登校になった子どもには、さまざまな背景があって、なかなか学校の対応だけでは難しいということと、教育の機会の確保に関する観点からも、やはり、中学校は義務教育の出口ですので、きちとした教育の機会を確保していこうという取組が、3年間の中であったということになります。

そういうことも踏まえまして、令和5年度からは、1つは小中連携のために小学校の方に加配を配置する。それから、前々からやってきた校内適応指導教室ということで、子どもたちの教育の機会を確保していくという観点に立って、今まで7校配置をしてまいりましたけれども、これを11校に拡大いたしまして、校内サポートルームという名称には変わりますけれども、配置をして、中学校の不登校の数を減らしていくということを考えておるところでございます。

それから、先ほど平田委員からもございましたとおり、不登校対策についての有識者会議を立ち上げまして、不登校対策全般にわたってご意見をいただきながら、令和6年度の施策について検討してまいりたいというふうに、考えているところでございます。以上でございます。

(事務局)

続きましてタブレット端末の活用の件でございます。おそらく資料4の3ページをご覧になってのご発言があったのではないかなというふうに思っております。ここにも掲載し

ておりますけれども、やはり、課題となっているのが小学校の教員というところでございます。それは、現状・課題のところにも書かせていただいておりますけれども、全国学力・学習状況調査の学校質問紙によりますと、小学校での日常的な活用というのは、少ない状況にあります。全国と比べても少ないですし、中学校と比べても10ポイント以上少ないというような現状がございます。

そういったことから、先ほど平田委員からも、意義とか目的とか、それからやはり、どんな授業をするのかというイメージを持ってもらうということが大事だなと考えてみまして、このページの②番、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実の「新」と書いておりますが、来年度はICT活用指導力向上のため、小学校の先生方を対象とした研修会を実施しようと計画を立ててございます。まず、この目的は先ほど申しましたように、やっぱり、授業イメージをつくってもらうということで、内容といたしましては、これまで情報教育の推進リーダーというものを50名近く育成をしてきましたので、その方たちによる実践発表をしていただくということが1つ目。

2つ目としては、いろいろな協働学習の支援ツールがございますので、その研修を入れることになっています。

それから3つ目としまして、デジタル教科書の活用、こういったことについての内容を考えております。ただ、これも一斉にやっても、なかなか苦手意識というのがありますので、この研修会は3つに分けていまして、ベーシック、レベルアップ、チャレンジというふうに、学校の中でどこを受けるのか、先生方にもある程度選んでいただいて、研修をしていく。それを、3回積み上げていこうと考えていますし、また、全体ではなくて、教育事務所ごとに3回ずつ研修をしていくといったことで、先生方に苦手意識をなくしていただくとともに、よりよい授業にしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

(司会)

ありがとうございました。

(平田委員)

それぞれの課長さんから、令和5年度に向けての取組をご説明をいただきましてありがとうございます。ぜひ、そういうふうな施策を通して、児童生徒が成長、学力も高めていくようお願いしたいなと思います。丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、他の委員から何か。町田委員お願いいたします。

(町田委員)

ありがとうございます。より高い学びの環境に備えていくさまざまな施策は、本当に大

事なことだと思いうんですけれども、私もやっぱり増え続けている不登校だったり、子どもの環境といった部分で、どういったら本当に問題が解決するのか。一瞬で変わるっていうことは、なかなか難しいと思いうんですけれども、やっぱり、現場の声というか、本当に子どもたちの声を聴くっていうのも大事なんですけれども、聴いたから本質的な悩みが本当に聴けるかというのと、それって本当に信頼関係が大人と持ててないと出てこないと思いうんです。

なので、地域のサポートというか、学校と家庭以外の居場所づくりっていうのは、私も本当に必要だなと思っています。実際、私の中学生の娘が、家庭と学校以外の大人と触れ合う場所っていうのが、ないなというふうにやっぱり思います。なので、意図的につくったりはするんですけれども、一般的なそういう居場所が、明らかに少ないなと感じています。ただ、地域で例えばカフェの2階でそんな場所を開いていたりですとか、地域でボランティア的にサポートしている方っていうのは実際ありますので、そういった場所に足を運んでどういうことを行っているのかだったり、そこでの声を拾うだったり、そういった場所の共有をもっとできたらいいんじゃないかなと思っています。そういった場所の支援ですとか、課題っていうものも見つけられたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。不登校対策でいろんな子どもの居場所であったりとか、地域の居場所といったところの必要性についてのお話がありました。

何か取組で、ご紹介できるようなものとかございますか。

(事務局)

不登校対策ということで地域を巻き込んだ、先ほど学校だけでは、なかなか厳しいというふうなお話もさせていただきましたけれども、やはり、学校の対応というのは、基本的に大事だなというふうに思います。けれども、学校以外の、やはり地域の人々の力を借りるっていうことは、コミュニティ・スクールであったりとか、地域学校協働本部であったりとか、そういうことを利用しまして、地域の方々が学校に入って来て、あらゆる子どもの居場所について対応してもらおうということと同時に、それぞれの地域の中で、やはり、子どもの居場所をつくっていただいて、学校には来られないけれども、地域の方でサポートしていく。そういう取組をしている市町村もございますので、そういう市町村の成功事例も踏まえまして、今後は地域を巻き込んだ対策っていうものも考えていかなければならないというふうに考えています。

ただ、行政の方といたしましては、ここにも書いていますとおり、県とそれから市町村、それぞれの福祉部署が連携いたしまして、福祉も踏まえた上での不登校対策ということを、強化していきたいと考えております。なお、行政の機関としまして子どもの居場所は、先ほど、校内サポートルームというお話をしましたけれども、それ以外に教育支援センター

が26ヵ所県内にございますので、そういうところもしっかりと強化をさせていただいて、子どもの居場所をつくっていきたいと考えているところでございます。

(町田委員)

ありがとうございます。また、地域で活動している方はいると思うので、そういったところにも目を向けていただけたらなと思いました。

(司会)

ありがとうございました。森下委員お願いいたします。

(森下委員)

ご説明ありがとうございました。最近、ヤングケアラーの問題が注目され始めてきたかと思えます。ヤングケアラーの問題のために不登校になったという生徒さんの実例を、やっぱり最近よく聞くようになりました。本学には養護教諭になった卒業生とかがいますので、実際にいるんだなっていうのを実感するところです。

それで、資料4の5ページにもあるんですけども、県の調査で世話をしている家族がいるっていうので15.3%、けれど、お世話をしていることで、やりたいことができないっていうのは1.7%と書いてあるんですけども、世話をすることが当たり前だと子どもたちは思うと、やれることができてないって思っていない場合なんかもあるっていうのを、よく私たちは子どもさんたちに聞くことがあります。やはり、世話をしている家族がいるっていう、その実態をそれぞれの学校の方で、まず把握することは、すごく大事なことはないかなというふうに思えます。

把握した上でどんな世話をしているのかだとか、どれくらい時間が取られているのかだとかっていう、もっときめ細かく、深く入らないと、やはり、まずは実態を掴んでいくっていうことがとても大事なことはないかなというふうに思えます。また、市町村、福祉部署との連携の強化ってすごく大事なところなんですけれども、学校でも、ぜひ今、お一人お一人の生徒さんをすごく大事にされていると思うんですけども、そのような、まず子どもさんの家庭での生活を、少し知るっていうところから入ることも、すごく大事なところではないかなというふうに思っております。また、この取組を、ぜひ強化していただけたらなというふうに思っているのが1つです。

それと私は校内適応指導教室に伺わせていただいたんですけども、効果的で、すごく大事な教室だなというふうに思いました。一人一人の学びに合わせて、ステップバイステップで関わっていて、すごく素晴らしい取組だなというふうに思えますので、これはぜひ、今度は増やすというような報告がございましたけれども、そこは、ぜひ拡大し、力を入れていただけたらいいんじゃないかなと思います。

それでもまだ来られない生徒さんがいるっていうときに、その生徒さんたちはこれから、どうしていくのかっていうところを、またぜひ、非常に丁寧に検討していくことが大事かなというふうに改めて思いました。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。ヤングケアラーについては、まさにこの場でも、ご講演をしていただいたりとか、かなり注目も高まってきていると思います。こういったことを受けまして、取組の強化をしていくべきだという森下委員のご意見もございましたし、校内適応指導教室も来られていない子どもたちをどうするのかということの問題意識として、ご指摘をいただいたところかと思えます。

何か、令和5年度の取組のところ、強化すべき点、する予定のポイントなどがもしあれば、事務局からもご提示いただければと思います。

(事務局)

校内適応指導教室につきましては、校内サポートルームということで、今7校実施をしております。この7校につきましては、現在、100名程度の登録の子どもたちがおります。その子どもたちは、校内適応指導教室があることによって、学校に来られるという状態がつくれているということで、ここを拡大して行って11校にしていこうという取組をしたというふうを考えております。

なお、先ほどのヤングケアラーの問題につきましては、委員さんご指摘の通り、まだまだ子どもたちへのヤングケアラーっていうものの周知について、不足している部分があるというふうに思いますので、来年度は、特に小学校、中学校の子どもたちにつきましては、子どもたちが分かりやすいようなヤングケアラーの教材等も作成いたしまして、子どもたち一人一人に対して、啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。そういうところで、早期発見された子どもについては、学校内で今100%校内支援会というふうな組織的な会を実施しておりますので、そういう中できちっとあげて対応策を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、永野委員いかがでしょうか。

(永野委員)

私の方から、資料4ページで、私の意見、感想をお願いしたいと思います。まず、この資料全体を見まして、次の改訂は非常に期待感が持てるなとワクワク感もあります。その訳といたしまして、まず1ページ目のポイント2に、1人1台のタブレット端末を「日常的」という言葉をお使いになられて掲げられております。日常的にというのは、どういうところを想定しているのかっていうところもお伺いをしたいんですけども、かなり思い切ったことをしていただきたいと思えます。

例えば、もう教科書を持って帰るのをやめるとか、それも日常的にやるのは大変なことでしょうけど、そういった、その切り返しの具体を持っていただきたいというふうに思えます。それから、Wi-Fi環境はどうなんだろうということも、従前からこの会議でもお話をいただいていますので、それらの環境が、本当に5年度からきっちりと、どう

いくのかということも、非常に関心があります。

それから、5ページのこれも期待をしているんですけども、取組の内容で学校と県、市町村、福祉部署との連携強化とございます。明確に福祉部署との連携をしなくちゃいけないと、はっきりワードとして出てきたんですが、これらは相当意欲を持って取り組まれることだと思っています。が、今までも、ある意味やってきたことを、さらにここに載せられたんですけども、その具体として、どういうふうな姿を持たれているのかっていうのもお伺いしてみたいと思います。例えば、連携のプログラムはどういうふうな、これから展開されるのでしょうか。細かなことは、また別として、大枠としてどういうふうな方向性を持たれているのかというふうな、興味を持ちました。

そして、7ページの教員研修の方なんですけども、③「新たな教師の学びの姿」というのがあります。教員免許更新制度の大看板が下ろされて、新たに教員としての学びが始まると思うんですけども、もう既に、私たちも教育センターにお邪魔をして、研修の一端を見せていただきまして、かなり、密度の濃いディスカッションもを見せていただきました。ぜひ、教員の、それこそ個別の年次研修ということよりも、それぞれ一人一人の教員の力量というのがありますので、年次に区切ったことでなくて、教員個別の課題に添えるような研修、タブレット、ICT環境も整いつつありますので、そういった意味でも十把一絡げというふうな部分でなくて、学校にいても家庭にいても練習ができるような、そういった環境づくりを、ぜひお願いをして、教員のスキルをきめ細かく見ていっていただきたいなというふうに思いました。とりまぜながら、3点申し上げました、ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。永野委員から聞かれた3点について、事務局から取組の状況とかを教えていただければと思います。

(事務局)

教育政策課でございます。まず、1点目の「日常的」な部分でございます。タブレット端末の日常的に持つ意味合いでございますけれども、この「日常的な」という言葉はまさに文字通りでございます。いわゆる、タブレット端末を使うことを学校の授業において、特別扱いをしたりですとか、イベント的に扱うというわけではなく、日常的に当たり前前の文房具ですとか、あるいは教える教具として、当然のように使うのが当たり前であるといったような、ツールとしての意識を持って、ある程度問題解決でございますとか、成果を示すとか、そういったような効果につなげていくといったようなことを表す主旨から、「日常的」なという言葉、今回使わせていただいているところでございます。

思い切ったことというようなご指摘もございましたけれども、そちらにつきましても、まさに来年度、タブレット端末、あるいは本県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」につきましても、さまざまな機能拡充でございますとか、またタブレット活用にあたっての促進についても、各種の学校の先生方、また、先生の指導力のお話もございましたけれども、先生に活用していただくためのノウハウも含めまして、各先生方には、

使う意義、あるいはメリット等々お伝えしていければというふうに思っております。それにつきましては、また、この後の議論もございませけれども、また、次期大綱等々におきましては、これは成果につながっていく必要がございますので、来年度、さまざまな取組を行いながらもしっかりと意識していくように考えてございます。

また、Wi-Fi の環境につきましても、持ち帰りの関係につきましても、こちらにもご指摘を以前からいただいておりますように、例えば家庭への持ち帰りに当たっての、家庭での通信費の環境の問題でございませとか、そういったものにつきましても、やはり、国に対しても、さまざまなご相談、ご提言等を申し上げる必要もあろうかと思ひます。また、それ以外の手立てにつきましても、家庭への持ち帰り、学校の授業以外で端末を使って、基礎学力の定着を図っていく手立てが何かしらなかろうかというのは、こちらの事務局全体の課の関係者集まりまして、次年度、協議することを考えてございます。その中で Wi-Fi 環境、家庭への持ち帰りがなかなか進まないといったような現状につきましても、その対応を次年度検討した上で、具体成果について自治体等々まで反映させていければというふうに考えてございます。

また、ご質問の 3 点目につきましては、「新たな教師の学びの姿」というのは、研修の関係でございませけれども、こちらも、今回、国の中央教育審議会の方でも示された考え方でございます。今まで児童生徒の学習観の転換として言われておりましたような、主体的、対話的、深い学びでございませとか、個別最適で協働的な学びでございませとか、そういったようなものは、子どもたちの学習観に加えて、子どもたちに教える立場である先生たちも学ぶ、先生たちの学び観、研修観にも反映をさせる必要があろうという、問題意識から使われているような言葉かと理解をしております。

それに当たっては、先ほど来、申し上げた子どもたちの学び観も、先生たちの学び観にもパラレルに考えていくことでございませとか、また、理論と実践のバランスに留意するといったようなことが示されておりますので、こちらの教育センターの各種、従前からある研修につきましても、そのような問題意識のもとに、プログラム等々の具体的内容を、次年度、ブラッシュアップを図っていければと考えてございませし、テーマ別の課題についての研修につきましても、充実を図っていければと考えてございませ。

また、次年度は、教員研修等々を司る独立行政法人である教職員支援機構と連携を図りながら、共に、免許更新制の解消が発展的に解消された結果、中堅教員以降の教員の学ぶ機会、免許更新制が担保していた機会というのが、機会的には減ってしまうといったようなことも含めまして、中堅層以降を主に対象とした研修の在り方等々につきましても、教育センターとも検討していけばというふうに考えてございませ。私からは、3 点のうち 2 点、以上のとおりでございませ。

(事務局)

学校と県。市町村福祉部署との連携強化の点につきましても、令和 4 年度に県教育委員会、県の知事部局、市町村という 3 者が全ての市町村において集まってヒアリングを実施させていただきました。その結果もありまして、まず、学校がスクールソーシャルワーカー等

の力も借りて、市町村の福祉部署の方に行って、勉強するということについては全ての市町村で、できているということになっております。

しかしながら、先ほど委員のご指摘もありましたように、福祉の方が学校の方に入り込んでくるという割合については、まだまだ十分できていない市町村があるという実態もありましたので、そういう面につきましても、学校で、先ほど申しました校内支援会が対応しておりますので、そういうところに市町村の福祉の方が出向いていただいて一緒になって子どもの対応について考えていただくということを、しっかりと強化をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。教育長、お願いします。

(長岡教育長)

来年度に向けまして、今年度の内容で問題、課題を見て、ここに集中的に、また支援しなければならないというところで考えているところでございます。これをもとにさらに、6年度につきましては、新たな大綱を策定していかなければならない。最初にお話もありました、そういった意味で、今日、文部科学省の方に来ていただいております。来年度は、第3期教育振興基本計画策定の年になりますので、成果、結果に注目しながら一生懸命に頑張っていきたいと思っておりますので、また、いろいろご指導いただければと思います。

(司会)

ありがとうございました。それでは、知事から今までの説明内容や各委員からのご意見を踏まえまして、今後の施策の進め方などについてお願いします。

(濱田知事)

各委員の皆さま方どうもありがとうございました。問題は多岐にわたっているとは思いますが、不登校ないし、それに絡んで多様な子どもたち、厳しい環境にある子どもたちの支援の強化というところが共通して、課題として意識されているのではないかなというふうに受け止めました。その意味で、今、福祉サイドが中心になって、高知型の地域共生社会というのをつくっていかうというような取組を、各市町村や社会福祉協議会の皆さんとも一緒になって進めていまして、そうした中で言わば、各行政分野を超えて、縦系の部分と地域のいろいろなネットワークの横系の部分、それを縦系横系を掛け合わせるような形での地域共生社会、高知型で、そこに「あったかふれあいセンター」なども入れて、そうした、高齢者の方々の居場所づくりとして、子どもも入っていけるとか、そういったものを施行しようということ、やっているとあります。今お聞きして、これらの福祉のサイドにも申し上げているんですけれども、ある意味、学校のサイドでもそういう行政との連携体制をつくっていく中で、こういったケースが望ましい、解決ができたというような実例で、説得力があるような、なるほどというようなケースができてきまし

たら、そういったものをできるだけ情報を蓄積して、そういった形で生かしていくPRができればいいなというふうに改めて感じました。私からは以上です。

(司会)

ありがとうございます。それでは、他にご意見がないようでしたら以上で議事の(1)、(2)について協議は終了とさせていただきたいと思えます。いただきましたご意見を踏まえまして、今後、事務局で教育大綱の年次改訂について、今後調整を行いますけれども、最終的には知事にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(司会)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

続きまして第3の説明に移ります。まず、川村様の説明に先立ちまして、事務局より、本県の次期教育大綱策定に向けての説明をお願いいたします。

(事務局)

教育政策課でございます。資料6をご覧ください。

こちらの資料6は、先ほど来お話がございまして、今般現行の教育大綱の年次改訂の際の第3次改訂の内容につきましては、先ほど、ご確認いただきましたけれども、いよいよ来年度が現行大綱の最終年度というところで、次期年度では、6年度から策定される次期大綱に向けて、総合教育会議の次年度のスケジュール案をお示しをさせていただいてございます。

こちらの資料のとおり現時点でのスケジュールといたしましては、以下のように4回総合教育会議を開催させていただければと考えております。6月中旬、9月上旬、11月下旬、1月中旬と4回実施をいたしました上で、パブリックコメントを実施いたしまして、3月下旬に次期教育大綱策定へと、そのようなスケジュール感で現在考えているところでございます。県教育委員会からは以上でございます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、川村様、国の次期教育振興基本計画について、ご説明をよろしくお願いいたします。

(川村教育企画調整官)

ご紹介いただきました文部科学省総合教育政策課・川村と申します。本日は、総合教育会議にお招きをいただきまして、ありがとうございます。国では教育振興基本計画の策定の準備をしております、中央教育審議会が3月8日に答申をいただいたところでありま

す。その策定の事務局を担っておりますので、答申とそこに至るプロセスも含めまして、本日はお話をさせていただきまして、参考にさせていただければと思っております。

資料7とその次に2枚ほど資料をご覧くださいければと思います。

次期教育振興基本計画の策定にあたって1年間、中央教育審議会で議論をしてまいりました。その事務局の立場として、この計画を策定するにあたりまして、大きく今回3点特徴があると思っております。

一つは、教育施策は多岐にわたりますけれども、これを体系化・構造化するということです。どういうコンセプトに基づき、どういう基本方針で、具体的にどういった施策を実施していくのかということを検討する、こういう教育施策を体系化するというのが、この計画の重要な役割であると思えます。

2点目は、横断的な検討をするということです。国の計画については、幼児教育から、小中高、また大学、生涯学習、社会教育、これも含めまして、教育段階を横断して検討する必要があります。その際に、学校段階別に検討するのではなく、特定のテーマ、例えばグローバル、誰一人取り残さないといったテーマ、これを学校段階で分けずに一つのテーマを設定して、それに対して、各教育段階でどういった施策を講ずるべきかという観点で検討しました。したがって、後ほどご説明しますけれども、あまりこの計画の中で初等・中等教育段階ではこうする、大学段階ではこうするという形の目標とはなっていません。特に、最初の総論のところは、そういった課題を横断的に検討するということで審議が進められました。

それから3点目は対話ということでありまして。この中央教育審議会の委員の検討により、この1年間かけてこの計画を作ってきましたけれども、やはりこの中央教育審議会の委員同士の対話ということも重要でありますし、学校現場の先生方、それから大学の先生方、そして、子どもたちと、さまざまなステークホルダーの方々と対話をしながら作ってまいりました。

この3点が私ども、この1年で、次の計画のための答申を作るにあたってのポイントとなることであつたと思っております。

そして、中身でありますけれども、資料の方からご説明します。まず、体系化、構造化をするにあたって、立ち返るところが教育基本法です。資料の2ページになりますけれども、教育基本法、不易と流行ということで申しますと、この不易の部分にあたるのが教育基本法であろうということでありまして。特に、教育の目的として第1条で定められている人格の完成、平和で民主的な国家、社会の形成者、そして、教育の目標として定められている1号から5号まで、平成18年の教育基本法改正に基づく、この目的・目標というものは、これは戦後に教育基本法が定められてから、現在に至るまで変わることのない不易の部分であろうというご議論がありました。

そして、これに今の社会の変化を合わせまして、次の計画5年間で何をするかと、こういうご議論で中央教育審議会は進んでまいりました。

次に資料の3ページになります。これまでの教育振興基本計画ということで、平成18年

に法改正された教育基本法に基づきまして、平成 20 年から 5 年ごとで 3 期まで進んでまいりました。今期は、3 期の最終年度ということになります。次期教育振興基本計画につきましては、昨年の 2 月に中央教育審議会から文部科学大臣から中央教育審議会に諮問を行いました。この諮問の概要であります。

2040 年以降の社会を見据えて、社会の変化に対応して、どういった教育政策というのが求められるか。その際に超スマート社会と言われる Society5.0、そして、ウェルビーイングという、子どもたちの幸せ、生きがい、こういったものを念頭に、次の計画を考えていただきたいということで、中央教育審議会に諮問がなされました。そして、その後、まず行われましたのは、第 3 期計画のフォローアップでございます。5 ページ以降の資料になりますけれども、現行の計画は 21 の目標がございます。この 21 の目標について、それぞれ測定指標、参考指標というものを設定しておりまして、これがこの 5 年間どうであったかということで検証を行いました。

次の資料、6 ページは、確かな学力の育成（1）の目標であります。日本の子どもたちは、PISA という学力調査では世界トップレベルであります。特に、科学的、数学的リテラシーについては 2 位と 1 位ということで、この規模の国でここまで好成績の水準を残しているというところは、他の国には見られません。こういう学力、特に数学・科学に関しては、順調に推移しているということになるかと思います。

一方で、読解力につきましては、少し順位が下がって 11 位ということで、この部分が課題であるという認識になります。

続いて、目標（2）でありますけれども、目標（2）は、自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善ということが指標になっておりました。グラフを見ていただくと、中学生がやや増加傾向ということで、改善が見られます。

また、右側のいじめの認知件数のうち、解消しているものの割合、これはグラフで見ると下がっています。安易に解消したとせずに取り組んでいる結果ということも言えるかもしれませんが、割合としては解消しているというものが下がってきているという、こういう現状になっております。

この後フォローアップが続きますけれども、それぞれの学校段階別で大学のものでありますので、主要なところだけをご紹介します。目標（7）をご覧いただければと思います。ページで申しますと、資料 12 ページになります。グローバルに活躍する人材の育成、この第 3 期教育振興基本計画の期間というのは、新型コロナウイルスの感染症拡大というのが非常に大きな出来事ございました。そうした中で、グローバルというところについて、まず英語の目標値は一定水準を国の方で設定して、それぞれの自治体でもお取り組みいただいているというところであろうと思いますけれども、全国的に見ますと、左側にある 5 割という水準におおむね近付いてきているという推移になっております。

それから次の資料でありますけれども、これは大学段階になりますが、留学生の数になります。資料でいうと 13 ページですが、右のグラフをご覧いただければと思いますが、海外に留学する日本人の数というのは、この 2020 年に激減しております。新型コロナウイルスの影響で激減したというところで、やはりこういったコロナ禍を踏まえた課題というの

が出てきているというのが、この第3期の特徴の一つであろうと思っております。

そして22ページ、目標の(14)をご覧くださいければと思います。家庭の経済状況や地理的条件への対応ということであり、この部分は、国の施策として大きな進捗がありました。左下の住民税非課税世帯の子どもの大学等進学率のグラフをご覧くださいければと思います。

高等教育の段階で就学支援制度という大きな制度が入りまして、消費増税を活用して特に経済的に困難な家庭の子どもたちの進学にあたって授業料減免と給付型奨学金をセットで行うという制度、これによりまして非課税世帯の進学率が導入前40%でありましたが、導入後は54%ということで、全国規模で14%上がっております。これは非常に大きな政策効果であったと考えられます。

また、右側の中退の数、これは大学と高校両方ありますけれども、これについても全体のトレンドとしても下がっているということで、高校の就学支援金につきましても、私学で上乘せがありましたけれども、こういった政策の効果というのが現れている分野であろうと思われまます。

次の資料、目標(15)23ページです。多様なニーズに対応した教育機会の提供、ここはグラフの右側の方をご覧くださいければと思います。先ほど、ご議論がございました不登校の児童生徒の数であります。全国的に見ましても、左側の列ですけれども、平成28年度の13万人から令和3年度には24万人になっておりまして、ほぼ倍増しております。また、その右側にごございます学校内外で機関に相談・指導受けていない児童生徒数、この中でもそういった他の機関につながっていないという児童生徒数が88,000人ということで、こちらも残念ながら増えております。コロナ禍の影響というのもあったであろうかというふうに思いますが、ここは次期の計画の中でも重点的に取り組むべきポイントであろうと思っております。全国的な課題となっております。

そして、目標の(16)、これは学校の指導体制です。グラフの右側に在校等時間、小・中学校の1週間の学内総勤務時間の短縮というのが指標になっております。一定改善傾向にあるということが全国的には感じられますけれども、まだ、やはり長時間勤務の実態というのは残っております。現在、国の方で勤務実態調査を行いまして、5月頃に速報値を発表するという段階になっておりますけれども、それを踏まえて給与等見直しを含む処遇の在り方について、制度的な枠組みを検討するということになっております。

そして、次の目標(17)でありますけれども、ICT利活用のための基盤の整備ということで、この部分も大きな進捗があった部分になります。当時5年前は、学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備をするという目標だったわけですが、GIGAスクール構想により、ほぼ一人1台というのが全国的に達成できているという状況になっております。次は、この機器をいかに活用するかということが次期計画の重要なテーマになってこようと思っております。次の資料以降で児童生徒の情報活用能力につきましても掲げております。

目標全体としては、このようなことでございまして、資料の31ページをご覧くださいますと、この21の目標につきまして、達成状況、赤字につきましては順調に推移している

ころ、それからアンダーラインを引いているところは課題あり、もしくは目標に達していないというところ、横ばいまたは今後把握するところについては文字装飾なしということでもありますけれども、全体 1 から 21 までの目標について進捗をこのような形で把握をした上で、次期計画の議論ということに進んだわけであります。

次は、社会の現状や変化に関するデータということで、34 ページ以降になりますけれども、人口推移でございます。人口減少は、全国的に見ても非常に速いスピードで進んでおりまして、2000 年、2020 年、2040 年の推移を見ますと、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学の段階で子どもたちの数がほぼ 3 分の 2 になるということになります。

そして、そうした中で次のスライドでありますけれども、35 ページ、日本の一人当たりの労働生産性というのを見ていきますと、OECD 諸国の中でも下位に位置しているという現状がございます。人口が少ない中で経済規模を維持するためには、労働生産性を上げていかなければならないということが必須でありますけれども、なかなかここできていないというのが課題として出てきています。

次のスライドは、その一つの原因として、IT 人材の不足というのがこの数としても表れています。

そして、その次の資料はグリーン化の流れということで、このデジタル、グリーンというのが今後求められる成長分野として、重要な人材育成の領域になってくるであろうということが予測をされております。

その次の資料は、リカレント教育に関するデータです。この日本というのは、社会人になってから学ばない国ということで、経済産業省の資料でありますけれども、社外学習ですとか、自己啓発を行っていない人の割合が 46% ということで、突出して高いというような傾向があります。

次のスライドは、成人の学習の参加率と労働生産性の関係ですが、やはり成人学習をしている国ほど労働生産性が高いというデータがあります。

また、次のスライドは労働需要の推計ということで、左側の求められる能力というのが 2015 年と 2050 年で相当程度変わってくるだろうと考えられます。今は注意深さ、ミスがないこと、責任感、まじめさというのが上位にきていますが、問題発見力、的確な予測、革新性、決定、情報収集こういったことが重要になってくるだろうということで、職業の職種別の増減の推移というのも出ております。

そして、Society5.0 において企業が求める能力は、18 歳の意識調査、42 ページの資料でありますけれども、日本はその自分の行動で国や社会を変えられると思うというような子どもたちの割合が 26.9% ということで、他の国と比べても突出して低いということがあります。やはり、この社会の形成に主体的に参画する態度の育成、こういったことも次の計画では非常に重要なことであろうと思っています。

ということで、次期計画でありますけれども、資料としては、44 ページの、次期教育振興基本計画についての資料をご覧くださいと思います。このスライドはこの 1 年間の議論の、総論的な部分にはなりますけれども、成果ということになります。

次期 5 年間の計画にあたりまして、教育基本法の理念・目的・目標の不易の実現のため

に、社会や時代への変化の対応、流行への対応を図っていく必要があるということで、教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであるという認識です。また、教育というのは社会を牽引する駆動力の中核を担う営みということで教育の重要性について、まず認識を示しております。そして、社会の現状や変化のところ、新型コロナウイルスの拡大ですとか、国際情勢の不安定化、こういった課題が残っているということ、また、第3期期間中の成果と課題ということで、先ほどご説明した内容を記載しております。その上で次期計画のコンセプトとしまして、2つお示しをしています。

1つ目は、持続可能な社会の創り手の育成ということであります。高知県の計画の中でも目標、重要な理念として掲げられていると拝見いたしましたけれども、現在学習指導要領の前文に掲げている一つの目標であります、将来の予測が困難な時代において、自らが社会の創り手となる、そのことを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくということ。さらには社会課題の解決とイノベーションを結び付けて生産性を向上する。活力のある社会の実現に向けて、人への投資を行っていくことが必要であるということ。こういったことを1つのコンセプトとして掲げております。

もう一つは、日本社会に根差したウェルビーイングの向上ということで、ウェルビーイングにつきましては、カタカナ言葉でなかなか聞き慣れないということがございましたが、後ほどまたご説明しますが、下のところに書いております身体的・精神的・社会的に良い状態ということで、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念とされております。

こういった多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるということ、併せて地域や社会が幸せ、豊かさを感じられるものとなるという、こういったことのための教育の在り方等というのを示す必要があるのではないかとということで、この調和と協調というワーディングを使っておりますけれども、こういった考え方に基づいて、コンセプトとして、お示しをしているものであります。

その上で、その下にあります5つの基本的な方針というのが、次期計画にあたって柱となる部分になります。

1点目がグローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、3つ要素が入っていますけれども、グローバル化ということ、そして持続的な発展ということ、学び続けるということで、この中身には学習指導要領の理念でもあります主体的・対話的で深い学びですとか、また、探究・STEAM教育、また文理横断・文理融合、グローバル、またリカレント、こういった内容が含まれております。

その次は、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進ということであります。この誰一人取り残さずということをごこの方向性で掲げましたのは、今回の大きな一つの特徴であると思っております。これまでの計画にはない方針の文言になりますけれども、やはり子どもたちが抱える多様な困難、複雑化している中で、個別最適・協働的な学びによって、そういった一人一人の子どもたちに合った教育を展開していくということ、また、その際に、子どもの長所や強みに着目するということ

ですとか、地域社会の国際化、そして、多様性、公平性、包摂性ということでダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンというふうに横文字で言われますけれども、DE&I というこういった考え方も、共生社会の実現に向けて必要であるということを示しております。

そして、右側は地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進ということで、ここは特に真ん中のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進ということ。ここは大きくは生涯学習・社会教育の領域になると思いますけれども、こういった3つの方針を支えるものとして、教育DXと計画の実効性確保のための基盤整備・対話というものがあると、こういう構造になっております。教育DXのところにつきましては、3段階あると言われておりまして、電子化、最適化、新たな価値創造DXとありますけれども、特にこの5年間では、第2段階への移行というのを着実に推進するフェーズであるということが示されております。そして、GIGAスクール構想、また教育データの分析・利活用辺りも方向になってこようかと思っております。

下の計画の実効性確保につきましては、指導体制・ICT環境の整備、働き方改革、また経済的・地理的状况によらない学びの確保、この辺りも重要なテーマになります。またNP0・企業等多様な担い手の参画を求めるとということ、また、子どもを含む関係者との対話を通じた計画の策定、これが大きなポイントになってくると思っております。

以降につきましては、教育の投資の在り方、また、次期計画5年間16の目標を設定しております。16の目標につきましては、それぞれ基本施策、そして指標ということで設定しております。指標につきましては、今回、新しく設けたものもありますけれども、全体としては百数個ということで設定をしております、全体的なトレンドを掴むためのものということで、どの指標を見ていくべきかということを念頭に置いて議論がございました。この指標がアウトプット、アウトカムということになってまいります、この基本施策の指標の実現を図ることで目標を達成していくと、こういう方向になろうかと思っております。細かい中身については省略をさせていただきます。

そして、総合教育会議につきましても次のページ、47ページで記載ございます首長部局と教育委員会との日常的な連携、こういったものについての記載がございます。

そして、次の資料以降です。ウェルビーイングについてご説明しておりますので、最後こちらを説明させていただきます。ウェルビーイング、この言葉ですけれども、日本語としては、身体的・精神的・社会的に良い状態ということでもありますけれども、なぜ今ウェルビーイングが求められるかということについて、特にこの経済先進諸国において、GDPに代表されるような経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸せや生きがいをつめるべきだという考え方が重視されてきております。特に、このOECDにおきまして、学びの羅針盤2030というのができておりますけれども、ここにおいて個人と社会のウェルビーイングが、私たちが望む未来であり、共通の目的地ということで掲げられておりまして、教育の分野でもこの考え方が重視をされております。

今回の議論では、この日本社会に根差したウェルビーイングというのが重要であろうということで、個人が達成・獲得するような能力、状態に関する獲得的な要素、自己肯定感

ですとか、自己実現という要素と、それから人とのつながりや利他性、社会貢献意識といった協調的な要素、これを調和的・一体的に育むということが次期計画においては重要であろうと、こういう議論になっております。

さらに具体的に次の資料、49 ページでありますけれども、教育とウェルビーイングということで、なぜこれが求められるかという教育に引き付けた背景として、やはり不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景とした子どもたちの困難な状況、そして、子ども・若者につながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤とした主体性や創造性を育むという学習指導要領の考え方に基づく、新たな資質能力の育成、そして、地域における学びを通じた人々のつながりや関わりを作り出すという地域コミュニティの基盤形成に資する、こういった考え方で、教育に関連するウェルビーイングの要素として11項目を挙げております。自己肯定感、自己実現、心身の健康、安全安心な環境、多様性への理解、協働性、利他性、社会貢献意識、学校や地域でのつながり、サポートを受けられる環境、そして、上に出ておりますが幸福感ということで、この11の要素を掲げまして、これを、教育活動全体を通じて向上させていくということを目標としております。

それぞれの要素につきまして、これを育む教育活動の例を挙げておりますけれども、さまざまな教育活動を通じて、こういったところを伸ばしていくということになるかと思っております。

その上で、下のところに主観的認識のエビデンス把握と書いておりますけれども、それぞれの要素について、子どもたちが主観的にどう考えているのかと、そこを大事にしていくというのも一つのポイントになります。この主観的指標、自分にはよいところがあると思うですとか、将来の夢や目標を持っている、こういった項目、上の丸と対応関係がございます。それぞれの項目をどれだけ子どもたちが認識をしているか、この主観的ウェルビーイングについては、次の4月に予定されております、全国学力・学習状況調査の子どもたちの質問紙の中でも主観的ウェルビーイングについては、一つの新規の項目として検討されております。こういった状況や指標を通じて、子どもたちの現況を把握していくということが重要であるとされております。

そして、子どもたちだけではなくて、教師のウェルビーイング、学校・地域・社会というふうに次のページになりますけれども、これも重要であろうということで子ども・若者が真ん中にいますけれども、その子どもたちを囲んでいる学校の教師のウェルビーイング、職場の心理的安全性ですとか、良好な労働環境、保護者や地域との信頼関係、子どもの成長・実感ということで、こういったことを通じて教師のウェルビーイングを高めることも重要であります。そして、それがこの地域に波及しまして、保護者・地域住民の方々含めてこの幸せですとか、また生きがいというものを感ずる。さらにはそういった地域が増えて社会全体にもウェルビーイングは、こういうふうになっていく、こういう空間ですとか、またそれが世代を変えて超えて、受け継がれているといった時間的な循環、こういったものもコンセプトとして重要だろうということでもあります。

下のところに留意事項として、協調的幸福を強調すると横並びの過度な同調主義につながるか、また、ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか、そういったこ

とについても答申内容で QA を作っております。

なぜウェルビーイングが求められるかというもう一つの背景として、次の資料 51 ページでありますけれども、OECD の調査に日本の子どもたちが、ウェルビーイングが低いという結果が出る場合があります。特に、赤で低と書いているところが低いというところでもありますけれども、具体的な質問を見ると困難に直面したとき、たいてい解決策を見つけることができるですとか、少し日本の子どもたちにとってはハードルが高い質問をされて、これで低いという傾向が出ているということで、やや欧米的な指標に基づく傾向になっているのではないかと思います。次のスライドでは、そういう欧米的な尺度でいくと日本とか韓国は低くなりますけれども、メキシコとかブラジルが高くなりまして、他方で右側の協調的な幸福感というのがあります。これについて見ると、日本もここは平均水準になるという研究結果もございまして、この両方をバランスよく育てていくというのが重要であるというご意見がございました。

そして、最後に対話の関係をご紹介したいと思いますが、資料 54 ページになります。この文部科学省の中の若手・中堅職員との次期計画の懇話会を、通称ジキコンと呼んでおりますけれども、こういったものを設けまして、省内で募集をし、70 名が参加しました。そして、自主的に活動して、次のスライド以降にある各テーマに分かれて、さまざまな提言をまとめられました。これも計画においては重要なプロセスであつたらうと思っております。組織の中で、計画を自分が動かすための取組、細かい内容というよりも理念的なところ、この国はどういう教育を目指していくべきだろうかという、こういう大所高所からの議論というのが、なかなか若手・中堅はできないということもありますので、そういったところで計画を議論してくれたということが、中央教育審議会の委員の議論も非常に活性化する要因になったと思っております。

資料としては、66 ページ以降にこの取組の一環として、文部科学省職員と現場の先生方と対話をしたという話もございまして、こちらをご参照いただければと思います。

最後に資料としてお付けしております 2 枚資料がございまして。最近、生成 AI といって ChatGPT というのが話題になっておりますけれども、資料としては 10 の 2 と、別の PDF ファイルになりますが、資料を付けております。教育振興基本計画とは何ですかと聞いてみると、1 分ぐらいで ChatGPT というのがその回答を返してくれるというので、そのクオリティの高さが今非常に話題になっております。教育振興計画って何ですかと聞いても返ってくるわけですが、次の 2 ページ目のスライド、高知県では今後どのような教育を進めるとよいでしょうかと聞くと、いくつか提言を挙げております。STEM 教育と地域との連携、外国語教育、ICT 教育の推進ということで、大学生の小レポートであれば、これぐらいのことは書いてくるであろうということ、もう AI が回答する時代になっています。

教育の世界では、非常にインパクトを持って受け止められていますので、やはり一つの回答を導き出すというような教育ですとか、また、他者と協働して納得できる、納得解を導き出すという、そういった人間にしかできない教育というのは何なのと、人間にしかできないことは何なのかということをも改めて考えさせられることだと思っております。このことについては、次期の計画においても重要なことになってくるだろうと思っております。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、質問などをいただければと思いますが、委員の皆さまいかがでしょうか。永野委員お願いします。

(永野委員)

ご説明ありがとうございました。今のお話を聞いてまして、新たに私たちも勉強しなくてはいけないと、ウェルビーイング、そういったことを通して、具体的にその土地土地の課題をどういうふうに改善していくかという、高知県の総合教育会議での議論というのを深めなくてはいけないんですけれども、ウェルビーイングの概念をきちんと踏まえた不登校対策のあるべき姿なんていうのは、国の方では、何かご示唆であったり、あるいは、皆さんが論議していらっしゃる可能性があるんでしょうか。その点もう少しお伺いしたいです。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。不登校対策については年度内に、プランをまとめるようなことでも進めておりまして、大きく3点あります。私は担当者ではないので申し上げられないんですけれども、その方針に基づいて発表するということになると思います。

特に、不登校に陥った子どもたちのケアというのも大事ですけれども、陥る前の予防的なケアというのも重要であるという考え方が、今回新しく示されようとしておりまして、さまざまな学術的知見に基づいて、どういった対策が効果的なのかということは、国としても今分析をしてお示しをしようという段階になります。

(永野委員)

ありがとうございます。

(司会)

平田委員、お願いします。

(平田委員)

不登校というのは、この国だけでなく世界的にあるのでしょうか。それと社会人の46%が勉強しないというデータがありましたけど、これは私もびっくりしたんですけど、この背景はどんな背景があると思われているのでしょうかという点と、高知県では今後どのような教育を進めればよいのでしょうかというのは、AIで検索したということですか。4項目もすごいですね。4項目はぴったり当たっていると思います。人工知能というのは、教育委

員会事務局も随分参考になると思います。

不登校という言葉は残念ながら載ってないですけど、学力やSTEM教育ということで載っています。

それと、資料の61ページ、ウェルビーイングの概念が初等中等教育段階の教育にもたらず変化とありますが、社会の教育システムが変わろうとしたときに、実に現状の教育システムというのが当てはまっています。それがBefore、Afterと書いていますが、これを見たときにこういうふうになりますよといったときにイメージでは掴めるのですが、どうも不登校に対しても、子どもたちがそれぞれ互いの特性や良さを見つけることで自己肯定感や自己有用感を育んでいくということで、そういうことで不登校問題も解消していくのではじゃないかという見方、何かすごく、こういう変化のあるウェルビーイングが、どうも期待感が多かったということです。

具体的には、教育現場で実践するのは大変難しい視点があるのだろう。つまりこれを委託したら、現在のシステムというのは本当に硬直化して進んでいるような気がしてならなかったんですけど、ぴったり当たるとは私も思いました。ぜひ、Afterの方で今後進んでいくんだらうと思いますので、まずは、いろいろご指導いただきたいと思います。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。不登校については、世界的にも見られる現象ではありますが、定義がそれぞれの国で違うので、単純に日本が多いかどうかというのを比較するのはなかなか難しいということにはなると思います。ただ、コロナ禍の影響でさまざまな問題が出てきたのは、国際的なトレンドのようですが、日本の状況が比較してどうなのかということについては、すぐには分かりませんが、全体的な教育の課題として、世界共通で認識されていることだと思います。

それからリカレント教育はなぜ進まないかということですが、大人の46%がなぜ学ばないのかと思いますけれども、さまざまな要因が指摘をされております。日本は勉強しなくても出世できるという国という見方。これは教育が、労働の在り方がジョブ型かメンバーシップ型かというそういう議論で、働いているメンバーが昔は年功序列に従って上がっていく。そこにおいて専門的な能力を高めることが動機付けられない、インセンティブが働かない、こういう労働環境の問題だという指摘もあります。

あとは費用がかかりますので、そういったところ、それから休みが取りにくいというようなところもありますので、そういうことがあって、現実的になかなか学べないというようなことが指摘をされております。これはここ5年ぐらいの政府全体の重要な施策となってきましたので、リスクリングということも出てきていますけれども、新しくスキルを学び直すと、こういうことで、今後かなり大きな予算を割いて今対応しようとしているところなんです。

それから、高知県の施策について、AIが2021年9月のインターネットの情報を分析して、このOpenAIという会社が発明したChatGPTというソフトで、誰でも使えるもので、不登校がもしかしたら、このときはまだ課題として出てきてなかったかもしれません。

ただ、おっしゃる通り非常にこの水準の高い、いろんなことを調べるということをさらに進化させたツールが出てきたということだと思います。これは機械が作ることは技術的には可能だと思うんですけど、そこにいかに魂を入れるかということなんだろうと思いますので、そこに人が関わる意味合いというのがあり、それが対話によってもたらされるんじゃないかと私としても考えております。

それから最後、ご指摘いただいたこのウェルビーイング。これは中央教育審議会ではなく、若手の職員がこのウェルビーイングについて考えて、この Before、After というのを作りました。ですから、中央教育審議会としてまとめた資料ではないので、若手職員が個人的に考えた位置付けなので、私の方からどうこうということは申し上げられないんですけども、やはりこういう考え方に基づいて、これからの教育というものを考えていく、新しい観点として重要なことだと思います。

(平田委員)

どうもありがとうございました。

(司会)

町田委員、お願いします。

(町田委員)

どうもありがとうございました。私は、このコンセプト、対話というのは、本当に今大事だなと自分も思っていました。さまざまなステークホルダーの方と対話をするのが大事だと思ってるんですけども、例えば、対話をするときに大事にしているポイントというんでしょうか、イエス・アンドの精神で聞くであったりとか、そういうポイントというのはありましたら、教えていただけたらなと思いました。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。まず私どもは中央教育審議会の委員の対話というのを大切にしていって、会議が行われる前の事前説明会などを行いました。そこで重要なのは、心理的な安全性だと思います。何を発言してもいいという。そうしますと先生方の間で、より議論が重なっていく、そのプロセスが非常に良かったと思われまして。

あと、子どもたちの対話も行いました。子どもたち同士が対話をして、それを最終的には私どもがまとめるということをしました。なかなか手探りの取組ではありましたが、非常にしっかりとした意見というのが出てきて、そういう子どもたちの意見を中央教育審議会の委員が聞いて、意見を審議会にかけていただくということがありました。

Web で調査をしましたけれども、これは非常に興味深かったです。子どもたちが考えて、入力して答えてくれる。これをまとめてみますと、非常にいい意見が出てきて、多様性、協調性ですとか、先生には不公平な扱いをしないでほしいですとか、先生は忙しすぎるからもうちょっと負担を減らしてほしいですとか、そういう本当に生の声という

ことが出てきました。私としては子どもたちから聞くときは、一旦子どもたちに考えさせるということが大事なのかなと思ひまして、ただ、いずれもこの取組は非常に議論を活性化するために有効な取組だったと感じました。

(町田委員)

ありがとうございました。

(司会)

森下委員、いかがでしょう。

(森下委員)

感想になりますけれども、ウェルビーイングっていうのはとても本当に大事な概念だなというふうに思っています。看護の世界でもウェルビーイングというのは、すごくよく使われているんですけれども、まずしっかりと、ウェルビーイングとは何なのかということ、理解していくことが、本当に大事なところではないかなというふうに思いました。

それと、この OECD による子どものウェルビーイングの構成要素なんかを見てみると、やはり学校の中だけにとどまらない体験を、これから学校が意図して行わないと、このウェルビーイングっていうのは、なかなか獲得できないかなっていうふうに思いましたので、ますます学校が地域とともに、その地域の文化をどう育んでいくのかということも、とても大事なところではないかなと思ひました。今、国は地域共生社会というのをすごく進めているんですけど、まさしくここと一緒にやっけていかなないといけないことだなというふうに思ひました。ありがとうございました。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。ウェルビーイングは、WHO が戦後に使ったのが初めてになりますので、特に健康ですとか、福祉の分野など非常に関わりが深いと思ひます。私どもは、この議論始めたときはカタカナ言葉、やはり日本語に訳した方がいいんじゃないかという意見が出ました。ただ、なかなか訳が難しいという議論になりました。最初、最も抵抗感を示していた委員の先生がおられました、この1年の議論を通じて、すっかり自分はウェルビーイング伝道師ですというふうに名乗られ始めました。このカタカナ言葉が分かりにくい、一方で、これを考えつつ教育の問題をディスカッションするということによって、何か新しい発想というものが生まれてくる、そういう機能があるのではないかと感じました。あと、もう一つ先ほどおっしゃられた、教育だけではないということについては、こども家庭庁がこの4月に発足しまして、こども家庭庁のウェルビーイングを方針に掲げています。連携しないとできないことがありますので、首長部局と教育委員会も同じだと思ひますけれども、それぞれの領域で、縦でやるのではなくて、連携する体制が大事だと思ひています。

(司会)

ありがとうございました。教育長お願いいたします。

(長岡教育長)

一つ、質問になるんですけど、この学習指導要領の関係なんですが、これまでの例えば、特に昭和においては、いわゆる知識量の獲得とか、それが平成に入って今もそうなんですけど、資質と能力ベースの学習であると、いわゆるコンピテンシーの伸長ですね。そして今、この令和に入って、いわゆるウェルビーイングというものが入ってきたと、これを育てていくんだと。現在の学習指導要領、いわゆる資質・能力ベースの資質の部分とうまく育てれば、ウェルビーイングが高まるっていう感覚でいいのか、それか全く別の感覚なのか、その辺りをどう考えたらいいのか。

今の子どもたちの資質・能力を育てていく。彼らが良き社会の形成者となる。そのときに自分の幸福感とか、地域・社会の幸福であるとかということを楽しむことができるんだろうというふうに考えたらいいのか。そこを教えていただきたいのと、併せて、そういうウェルビーイングを育てるためには、やはり今の学習である主体的・対話的で深い学び、あるいは、ICTを使った個別最適化した学習、さらには、社会に開かれた教育活動、こういったものを実施していけばいいのか、その関係性を教えていただきたい。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。学習指導要領は、今改訂をして、新しいものが実施をされた開始の段階でありますので、その考え方、内容において主体的・対話的で深い学び、また個別最適、協働もまた令和の答申の中に入ってきますけれども、この方針というのはこれから10年ということなのだと思います。

このウェルビーイングはもう少し上位の概念だと思っております。学習指導要領で身に付けさせる新しい資質・能力というのは、将来的な、例えば自立していけるということにつながるということもあるでしょうし、協働的な学びを通じて、他者との関係性を構築していくということによって、人とのつながりから得られるような、ウェルビーイングということにつながっていくということもあるでしょう。そういう意味では、今回の議論では、むしろ今の教育の方向性で進めていくことがウェルビーイングの実現に必要なだろうという議論になりました。また、学習指導要領だけではなく、生徒指導ですとか、地域を含めた活動ですとか、そういったところもウェルビーイングに重要な要素になってこようかと思っておりますので、そういう意味では少し上位な概念になるのかなと、そういう関係性だと思っております。

(長岡教育長)

いわゆる教育全体、いや教育だけじゃないかもしれないというような感じでしょうか。

(川村教育企画調整官)

出てきました新しい概念、旧来からこういう個人の幸せとか豊かさとか、当然教育の目標としてあり得たものではありますけれど、今回改めて、精神的な部分、心理的な部分というのが着目され始めて、こういった言葉が注目されています。今、SDGsということが言われていますけども、数年前はここまで認知されていなかった、こういう言葉になりつつあるのではないかとということで、注目されている用語です。教育政策全体の中でも重要になってくると思います。

(司会)

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。よろしいですか。

(川村教育企画調整官)

私も今回、高知県の教育大綱と教育振興基本計画を拝見いたしました。非常にクオリティの高い計画を作っておられるなど拝見いたしました。私は、他の県の計画も拝見してきましたけれども、非常に総合的・網羅的で施策が詰まっている、そして、この年次で改訂しているところ、アジャイル型っていう言い方をしますけれども、ときどきの施策を直していく、こういうことも非常に素晴らしいなど拝見いたしました。

少し感じましたことは、教育大綱ですとか、教育振興基本計画において、各項目が詳細にわたって書かれてておりますけれども、その部分が大綱としてはやや細かいと、他の県と比べて、そういう印象を持ちました。

だからどうこうというわけではありませんが、詳細にわたって計画ですとか、大綱で定めると、それをフォローアップする際ですとか、またその次、変えていくときかなり労力がいると思います。そういうことも意識して、私の方としては、もう少し大綱的に定めていくというようなところ、ある程度、裁量があるということも必要なのかなと拝見して思いました。

いずれにしても次の計画の策定にあたって、本日の話が生かされて、県政ですとか、また県の中の教育というのが発展し、県全体が発展するということをご期待申し上げたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。それでは、知事からお願いいたします。

(濱田知事)

ありがとうございます。一つは、せっかくですから川村調整官にコメントをいただければと思いますことが、私自身が問題意識を持ちましたのは、いわゆるリカレントだったり、リスキリングについてです。特に、成人学習の参加率の高い国が、労働生産性が高いというようなデータなんかもお示しをいただいて、今回、国の次期計画の中の柱の一つに成人学習といいますか、生涯学習というようなことが、かなり積極的に位置付けをされようと

しているというのは、注目をしています。一方で、今まで高知県でやってきた教育大綱の中で、どちらかと言いますと、教育委員会と議論していく中で、高等学校以下というんですか、初等、中等のところをメインとしてやってきておりまして、成人学習ということをよりウエイトを高めていくとすると、大学のような高等教育、専門学校とか、今まで、我々が教育委員会の委員の皆さんと話してきたところから、もう少し枠を超えて考えていけないといけない部分も出てくるのではないかな、というような思いも若干したんですけれども、そういったところっていうのは、国の方である程度、今回意識されている部分はありますでしょうか。

(川村教育企画調整官)

ありがとうございます。他の県の教育長もこの委員会に入られて、まさにその部分をやや悩んでおられたということがあります。リカレントですとか、リスキリングということになりますと、やはりその中に登場しますのは、知事がおっしゃったような大学ですとか専門学校、ここでいかに学び直しの機会をつくり、そこに県民の働いている方々をマッチングさせるかということになってくると思います。

私どもは教育施策でありますけれども、労働施策の部分もあろうかと思っております、経済産業省でも、そういった予算を確保して進めようとしている部分があります。教育の役割というのは、恐らく小中高でももちろん学習習慣を身に付けさせるということは重要だと思いますけれども、その上で今、喫緊の対応としては、高等教育機関、ここがいかに連携をしていくかということが重要になってくると思っていますので、従来の生涯学習の、教養的な、人々の生活を豊かにするというようなところとはまた別の観点、職能をいかに高めるかという観点での役割、そういったことが次求められるかなと思っております、その部分は次期計画の中でも少し強調して出している部分になります。

(濱田知事)

今日は、川村調整官どうもありがとうございました。もう時間も経過しておりますので、簡単にまとめさせていただきたいと思えます。

本日は川村調整官には、国の状況に関しまして詳しくご説明いただきありがとうございます。国の次期計画のコンセプトが、一つが持続可能な社会の創り手の育成、もう一つは日本社会に根差したウェルビーイングの向上ということで、ご説明いただきまして、今日も議論がやはりウェルビーイングのところについて、集中したところに象徴されますように、新しい概念という側面もありましたので、そうしたものをわれわれがよく消化をしながら、高知県らしい大綱、そして計画に落とすということが今後のポイントの一つではないかなというふうに思いました。

そうは言いますが、持続可能な社会の創り手の育成であったり、ウェルビーイングの向上、こういったものは、今まで本県が大綱で目指してきた理念とかなりのところ相通じる、その延長線上にあるところだというふうに思いますし、あえて申し上げますと、今、県全体の施策といたしましても、次の時代の潮流であるデジタル化とかグローバル化、グ

リーン化、こういったものを県政の中に生かして、県政を進化させていこうということでやっておりまして、そういった方向性ともかなりオーバーラップするような国の次期計画の方向性ではないかなというふうに受け止めました。

そういった意味で、そういった認識に立ちながら、冒頭申し上げましたように、自然の豊かなところを生かしていくという意味でのグリーン化というのは、私は高知県らしい最たる部分ではないかと思うんですけども、そういったことも含めて、高知県らしい大綱を作っていくという作業を、今後進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく、ご指導の方をいただきながら、教育委員の皆さま方もいろんな意見交換をさせていただければというふうに思いますので、どうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。大変長引いてしまいまして、大変恐縮ではございますけれども、以上をもちまして、令和4年度第4回高知県総合教育会議を閉会いたします。皆さま、どうもありがとうございました。